

**横浜市調達公告第84号**

特定調達契約の落札者等の決定

特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

平成28年3月15日

契約事務受任者  
横浜市副市長 柏崎 誠

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由
1	横浜市市庁舎移転新築工事	財政局契約部契約第一課 中区港町1丁目1番地	平成28年2月24日	竹中・西松建設共同企業体 代表者 株式会社竹中工務店横浜支店 西区花咲町6丁目145番地	円 67,932,000,000	一般競争入札	平成27年6月16日	—
2	高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう上部工）	同	同	宮地・古河建設共同企業体 代表者 宮地エンジニアリング株式会社 東京都中央区日本橋富沢町9番19号	3,244,968,000	同	平成27年9月29日	—
3	高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう上部工）（その2）	同	同	横河ブリッジ・IH I インフラシステム建設共同企業体 代表者 株式会社横河ブリッジ横浜営業所 中区本町1丁目7番地	3,361,824,000	同	同	—
4	高速横浜環状北西線（東方地区）街路整備工事	同	同	前田・西武・小俣建設共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社横浜営業所 神奈川区反町2丁目16番地の8	1,684,368,000	同	平成27年11月4日	—

---

## そ の 他

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続の開始  
次のとおり提案書の招請を行う  
平成28年3月15日

契約事務受任者  
横浜市市民局長 西 山 雄 二

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
証明書コンビニ交付システム構築及びサービス提供業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所  
横浜市市民局窓口サービス課 ほか  
別途指定する場所（詳細は、提案書作成要領による。）

### 2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項により定める資格を有する者であること。
- (2) 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」の「細目A システム開発・保守・運用」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 次の2つの認証資格を取得していること。
  - ア 「プライバシーマーク」
  - イ 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）」
- (5) 本業務にて提供するサービスについて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「LGWAN-ASPサービスリスト」の「アプリケーション及びコンテンツサービス」に登録済みであるか、本システムの構築開始時期までに登録が完了すること。

### 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
平成28年3月25日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出部課  
提案書作成要領による。
- (3) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (4) 契約条項等に関する問合せ先  
横浜市市民局窓口サービス課  
松本、福地 電話 045(671)4330（直通）

### 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書の提出に必要な書類を示す場所等  
本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法等  
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課ホームページよりダウンロード可能。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/>)  
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間  
公告日から平成28年4月8日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 貸出場所  
〒231-0017 中区港町1丁目1番地  
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課（横浜関内ビル（旧住友生命横浜関内ビル）7階）  
電話 045(671)4330（直通）
- 7 提案書の提出部課及び提出期限
- (1) 提出部課  
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課（横浜関内ビル（旧住友生命横浜関内ビル）7階）
- (2) 提出期限  
平成28年4月26日午後5時まで
- 8 提案書の無効  
次の提案書は、無効とする。
- (1) 第2項に定める提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- (3) 第7項第2号に定める日時までに提出されない又は到着しない提案書
- 9 提案書の特定のための評価基準
- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング  
提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案書内容についての説明及び質疑応答）を行う。
- (2) 提案書の特定のための評価基準  
提案書の特定は、次の基準により総合的に評価のうえ行う。  
なお、特定作業において、全ての提案書が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、提案書の特定を行わないことがある。
- ア 基本的事項（会社概要等）
- イ システム要件
- ウ 構築計画等
- エ 運用保守
- 10 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は提案書作成要領による。
- 11 Summary
- (1) Subject matter of the contract: Developing the system and providing the service for issuing certifications at convenience stores
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 25 March, 2016

- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 26 April, 2016
- (4) Contact point for the notice: Service Window Division, Ward Support Department, Civic Affairs Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017  
TEL 045(671)4330